

| 対 象 | | 支援策 *【】内は制度の主体(例：【国】=国の制度) | 概 要 | 問 合 |
|---------------------|---|------------------------------------|---|--|
| 資金繰りのための融資等を受けたい | 市制度融資利用者 | 39 経営安定特別資金融資の条件変更 【市】 | <ul style="list-style-type: none"> 市制度融資の利用者が一定期間の返済猶予等の条件変更を受ける際に追加で必要となる保証料を全額支給(令和4年3月までの条件変更分(予定)) | 市内金融機関 商工振興課 ☎ 35-3144 |
| | | 40 小口融資の条件変更 【市】 | | |
| | | 41 創業支援資金融資の条件変更 【市】 | | |
| | 新型コロナウイルス関連融資利用者 | 42 新型コロナウイルス関連融資の条件変更 【市】 | | |
| 納税等の特例 | 新規に設備投資を行う中小事業者 | 43 固定資産税の特例措置の拡充・延長 【国】 | <ul style="list-style-type: none"> 生産性向上のための設備投資にかかる償却資産に対する固定資産税をゼロとする | 税務課 ☎ 35-3627 |
| | 自家用乗用車を取得される方 | 44 自動車税の軽減措置の延長 *再掲 【県】 | <ul style="list-style-type: none"> 自動車税環境性能割の税率を1%軽減(令和3年12月31日までに取得したもの) | 県税事務所 ☎ 33-1111 |
| 【みんなで応援】消費喚起 | | | | |
| みんなで応援しよう | 主として市内事業者または市内の複数の産業団体などにより構成され、その経済活動に対する支援を目的として組織された団体 | 45 産業団体等消費活性化策支援事業補助金<第2弾> 【市】 | <ul style="list-style-type: none"> 産業団体などが自らの経済活動の維持と市内産業の活性化を図るために実施する事業に対して支援 対象経費：割引、プレミアム商品券、ポイント還元などに係る経費 補助率：2/3、補助上限：500万円 実施期間：～9月30日(木) | 商工振興課 ☎ 35-3144 |
| | 主として市内事業者または市内の複数の産業団体などにより構成され、その経済活動に対する支援を目的として組織された団体 | 46 産業団体等消費活性化策支援事業補助金<第3弾>(予定) 【市】 | <ul style="list-style-type: none"> 産業団体などが自らの経済活動の維持と市内産業の活性化を図るために実施する事業に対して支援 対象経費：割引、プレミアム商品券、ポイント還元、新商品・サービスの共同開発などに係る経費 補助率：2/3、補助上限：500万円 実施期間：10月1日(金)～令和4年3月31日(木) | |
| | 教育旅行で市内に宿泊する小中高等学校など | 47 飛騨高山教育旅行クーポンの発行 【市】 | <ul style="list-style-type: none"> 教育旅行による来高誘致や市内消費などを促すため、教育旅行で当市に宿泊する学校に対し、取扱い加盟店で使用できるクーポン(一人当たり1,000円分)を発行 発行対象：令和4年2月28日(月)までに教育旅行で市内に宿泊する学校 | (一社)飛騨・高山観光コンベンション協会 ☎ 36-3315 |
| | 市内に宿泊する観光客 | 48 体験プログラムの利用促進(予定) 【市】 | <ul style="list-style-type: none"> 市内宿泊施設に宿泊する観光客に体験クーポンを配布(国内観光客：3,000円分/人、外国人観光客：6,000円分/人) 利用期間：12月1日(水)～令和4年3月13日(日)予定 | 観光課 ☎ 35-3145 海外戦略課 ☎ 35-3346 |
| | 貸切バス・タクシー事業者が加盟する団体、路線バス運行事業者 | 49 公共交通利用促進補助金 【市】 | <ul style="list-style-type: none"> 貸切バス・タクシーの利用や、路線バス・貸切バス・タクシーによる旅行ツアー企画の利用に対して支援(料金の割引に対する支援) 補助率：10/10(ただし、補助上限あり) 県内の移動に限る(ただし、松本市含む) *岐阜県に緊急事態宣言などが発令されている期間は対象外 実施期間：～12月31日(金) | 都市計画課 ☎ 57-7444 |
| | 木造建築物の建築主、市内建築事業者 | 50 匠の家づくり支援事業補助金の拡充 【市】 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助単価などを拡充 補助対象：主な構造材の60%以上に市産材を使用する建築物 補助率など：市産材の使用量に対し、2万円/m²→4万円/m²(拡充分は、家具・木製品等の購入費用に対し助成) 補助上限：新築 50万円→100万円 増改築 20万円→40万円 | 林務課 ☎ 35-3143 |